

「訴える」発話機能について (第1部 コミュニケーション・教育のための日本語文法研究)

著者	李 奇楠
雑誌名	日本語コミュニケーション研究論集
号	4
ページ	11-21
発行年	2015-03-20
URL	http://hdl.handle.net/2241/00145176

「訴える」発話機能について

李奇楠（北京大学）

要 旨

本論文は先行研究を踏まえたうえで、遂行動詞としての「訴える」用法と非遂行動詞としての「訴える」用法を考察した。さらにディスコース分析の立場から、東京都知事選挙候補者の訴えを中心に、「訴える」発話機能のケーススタディーを試みた。今回の考察を通して、「訴える」発話の語用論条件やその具体的使用方法いわゆる語彙的・構文的特点などをはっきりさせることができた。

キーワード：発話機能、「訴える」、語用論、ケーススタディー、ディスコース

1. はじめに

本論文は先行研究を踏まえ、《訴える》発話機能を中心に論じる。発話機能については、山岡(2008)、山岡・牧原・小野(2010)に詳しい論述があり、ここでは「訴え」関係の部分を整理しまとめてみる。

ドイツの心理学者ビューレル (Karl Bühler 1879-1963) は、心理言語学の立場から言語 3 機能説を提出したことがある (Bühler(1934))。すなわち、《Ausdruck》(表出)、《Darstellung》(演述)、《Appell》(訴え) である。

プラーク学派の創始者の一人であるヤコブソン (Roman Jakobson 1896-1982) はビューレルの言語理論を受け継ぎ、さらに、発展させ、言語 6 機能説を唱えた (Jakobson(1960))。いわゆる《emotive》(情動的機能)、《referential》(指向機能)、《conative》(働きかけ機能)、《phatic》(話しかけ機能)、《poetic》(詩的機能)、《metalinguistic》(記述用言語の機能) である。

リーチ (Geoffrey Leech 1936-2014) はビューレルやヤコブソンの研究を踏まえ、言語 5 機能説を主張した (Leech(1974))。つまり、《expressive》(表現的機能)、《informational》(情報的機能)、《directive》(指令的機能)、《phatic》(社交的機能)、《aesthetic》(審美的機能) である。

サール (John R.Searle 1932-) は発話行為の立場から次のような 5 分類説をアピールした (Searle (1979))。《expressives》(表出)、《Assertives》(演述)、《directives》(対動)、《Commissives》(自告)、《Declarations》(宣言) である。

ハリデー (M.A.K.Halliday 1925-) は機能主義の立場に立って、発話の 4 機能説を主張した (Halliday (1985))。《offer》(提供)、《command》(命令)、《question》(質問)、《statement》(陳述) である。

山岡・牧原・小野(2010)では、それまでの諸研究、とくにハリデーとサールの理論を汲みこみ、5 機能説を提出している。すなわち《expressives》(表出)、《Assertives》(演述)、《deontics》(策動)、《Declarations》(宣言)、《Formations》(形成) である。

本論文は上述の先行研究を踏まえ、とくにサールの理論や山岡・牧原・小野(2010)を参考

にして、以下の6機能説をまとめ、それに従って、《訴える》発話機能を中心に考える。

6機能はそれぞれ、《expressives》(表出)、《Assertives》(演述)、《directives》(指令)、《Commissives》(自告)、《Declarations》(宣言)、《Formations》(形成)である。

《訴える》発話機能は《directives》(指令)の下位範疇に入る発話機能だと思う。この《directives》(指令)の下位範疇にはその他、たとえば依頼、命令、助言、懇願などの発話機能も含まれる。表でまとめると次のようになる。

〔表1〕発話機能の6分類

分類	発話の目的	適合の方向	誠実性条件	範疇の例
演述 (Assertives)	事実に関する命題が真であることに話者が責任を負うこと	言葉を世界へ (↓) (words-to-world)	命題に対する信念	陳述、主張、結論、推論
指令 (Directives)	聞き手にある行為を行わせようとする	世界を言葉へ (↑) (world-to-words)	聞き手の行為に対する欲求	依頼、命令、助言、懇願、訴え
自告 (Commissives)	話し手がある行為を行うことについて自ら責任を負うこと	世界を言葉へ (↑) (world-to-words)	話し手の行為に対する意図	約束、脅迫、提供、協力
宣言 (Declarations)	ある対象の地位や状態について何らかの変化をもたらすこと	双方向(↑↓) (bi-direction)	なし	命名、賭け、任命、譲渡
表出 (Expressives)	話し手の心理状態を表現すること	無方向(φ) (no direction)	話し手の様々な心理状態	感謝、祝福、謝罪、賞賛
形成 (Formations)	会話の形成に貢献すること	一定しない	話し手の聞き手に対する善意的態度(ポライトネス)	挨拶、交話、注意要求、言い直し要求

ビューレルの3機能説の一つである《Appell》(訴え)は、ヤコブソンの《conative》(働きかけ機能)と《phatic》(話しかけ機能)、のちのリーチ、サールの《directive》(指令的機能)、《directives》(対動)、ハリデーの《command》(命令)、山岡(2008)、山岡・牧原・小野(2010)の《deontics》(策動)の範疇に当たる(近い)と思う。ビューレルの《Appell》(訴え)は、相手(聞き手)の反応を引き出すことを意図された言語音声で、単なる話しかけも含んでいる(山岡 2008:14)ので、これは、上の表1の指令(Directives)の発話機能に当た

ると考えられる。本発表で論じる「訴える」はこの指令(Directives)発話機能のカテゴリーに入るであろう。その発話の目的は、聞き手にある行為を行わせようとする事、適合の方向は、世界を言葉へ(↑)(world -to- words)、誠実性条件としては、聞き手の行為に対する欲求、範疇の他の例としては、依頼、命令、助言、懇願などである。

この範疇の共通の語用論的条件は山岡・牧原・小野(2010)によると、次の2点である。

- ① 当該行為が聞き手の意思によってなし得る行為であること。
- ② 通常の事態の進行において聞き手が当該行為を実行するのは自明ではないこと。

なおふつう、話し手は公の場で意見主張(話し内容)の正当性をアピールする(強調する)ことが多い。この点は、同じ範疇の他の下位分類と相違するところだと言えるであろう。以下4節での分析に関しては、とくにこの弁別的特徴に注目して考察を進める。

2. 遂行動詞としての「訴える」

「訴える」は、この動詞自身で立派な《訴える》発話機能の遂行動詞として応用され、典型的用法がある。たとえば、次の発話。

- (1) 「僕はお父さんを訴えます」

ふさわしい場(たとえば法廷・裁判所で)でふさわしい人物(裁判官、裁判長のような人物)に向かってこのように発言することは、《訴える》発話機能を果たしている。

実は、ある推理小説はこの発話をタイトルにしている。第10回『このミステリーがすごい!』大賞の優秀賞受賞作で、愛犬を殺された少年が実の父親を訴えるという民事裁判をテーマにしたサスペンスだそうである。

ただ、同じ「訴える」動詞使用の発話で、必ずしも《訴える》発話機能を果たすことになるとは限らない。たとえば、次のようなアンケート調査や質問を受ける場合、

- (2) あなたが突然会社をクビになったらどうする?
「彼氏と結婚する」 「田舎に帰る」 「訴える⁽¹⁾」

■このままじゃ納得いかない!

- ・「会社を訴える」(33歳/商社・卸/秘書・アシスタント職)
- ・「自分で会社を立ち上げて今までいた会社をつぶす」(28歳/商社・卸/営業職)
- ・「労基法を調べて、もらえるだけのお金をもらおう」(28歳/自動車関連/技術職)

<http://netallica.yahoo.co.jp/news/20140211-01714701-mynaviw>

この(2)における「訴える」は今後取る予定の行動についての表明となっている。{演述}カテゴリーの用法である。

ちなみに、訴えられる人に向かって言うなら脅迫の可能性もある。その場合は、{自告}範疇に入る。

ときには、{演述}の意思表示か{自告}の脅迫か、あいまいな発話もある。たとえば、つぎの例(3)である。

- (3) 「とにかく、院長からの正式な謝罪がなければ、訴えます」

(テレビドラマ 医龍4 第6回)

(3)の発話者はある女性患者である。自分がただの気管支喘息だが、心臓病だと病院長に誤診されたと思い込み、上記の発言を同病院の医者たちに言ったのである。

規約的間接発話としては、「～～訴えたい（と思う）」のような動詞「訴える」が使われているが、文末は願望助動詞「たい」や思考動詞「思う」との併用が用いられ、文機能としては<願望>となっているが、じっさい「訴える」機能を果たしている場合もある。この点に関しても、4節のところで触れる。

3. 非遂行動詞としての「訴える」用法

遂行動詞が使われていないが、発話機能としてはりっぱな「訴える」機能を果たす用法もいっぱいある。本節では、その形態特徴、とりわけ語彙・構文の使い方に注目し、考察してみる。

(4) 帰りがけに、君何でもかんでも三時過まで学校にいさせるのは愚だぜと山嵐に訴えたら、山嵐はそうさアハハハと笑ったが、……（坊ちゃん）

形容詞述語文「～～は愚（ぐ）だぜ」の断言（評価）を通して、「訴える」機能を間接に果たしている用例である。

(5) 昨晚、真夜中ごろ看護婦が病室の見廻りをしていると、矢須子さんが床板に膝をつき、啜り泣きをしながらベッドに凭れていた。事情を聞くと、腫れものの出来ているところが痒くて痒くて苦しいと訴える。（黒い雨）

(5) は感覚形容詞「痒い」（しかも二回重複使用）、「苦しい」の使用で、表出の文機能を通して、「訴える」発話機能を果たす用例である。

(6) そして直子に関する記憶が僕の中で薄らいでいけばいくほど、僕はより深く彼女を理解することができるようになったと思う。何故彼女が僕に向って「私を忘れないで」と頼んだのか、その理由も今の僕にはわかる。もちろん直子は知っていたのだ。僕の中で彼女に関する記憶がいつか薄らいでいくであろうということを。だからこそ彼女は僕に向って訴えかけねばならなかったのだ。「私のことをいつまでも忘れないで。私が存在していたことを覚えていて」と。（ノルウェイの森）

(6) は依頼の構文（「～てください」系の省略形）を使って、訴える。依頼でもあり、訴えでもある。上記の例はそのような用法の典型だと言える。ただ、「訴える」は「依頼」より勢いの強い発話であり、堂々とした話者の態度が示されていると言えるだろう。

(7) ただ、僕は姉さんに、僕がそのひとの奥さんにこがれて、うろうろして、つらかったという事だけを知っていただいたらいいのです。だから、姉さんはそれを知っても、別段、誰かにその事を訴え、弟の生前の思いをとげさせてやるとか何とか、そんなキザなおせっかいなどなさる必要は絶対に無いのですし、姉さんおひとりだけが知って、そうして、こっそり、ああ、そうか、と思っただけで下さったらそれでいいんです。なおまた慾を言えば、こんな僕の恥ずかしい告白に依って、せめて姉さんだけでも、僕のこれまでの生命の苦しさを、さらに深くわかって下さったら、とても僕は、うれしく思います。（斜陽）

上の(7)の内容を読めば分かるが、「訴える」発話は単に訴える内容を伝えるだけではなく、常に何らかの目的を持って、現状を変えてもらう願望や、「訴える」発話を通して変化を引き起こす期待があり、その訴えを聞いてくれ、行動を取ってほしいという発話の意識・願望・願い・目的を強く持っているであろう。

- (8) 「譲治さん」甘い、かすかな、訴えるようなその声の意味が私に分ると、私は無言で彼女の体を両手の中へ包み込みました。がぶりと一滴、潮水を呑んだ時のような、激しい強い唇を味わいながら、……（痴人の愛）

呼びかけ一つでも十分、「訴える」発話になれる興味深い用例である。言葉のその魔力さえ感じられる一例でもあるであろう。文字通りの意味もちろん大事だが、そのような基礎的ベース的使用を通して、どこまでも到達できるような言葉の底知れぬ魅力を感じられたと思う。

- (9) 8月15日正午、昭和天皇は自らラジオで国民に戦争の終結を告げた。これからは全力をあげて経済復興に努力し、世界の進歩に遅れないようにしよう、と訴えた。当時の日本人、とくに軍人には極端な軍国主義者がおり、降伏するくらいなら切腹するという人達があり、敗戦後、自殺する人もいた。（日本経済の飛躍的な発展）

「～～う」、「～～よう」のような意志構文の使用で、訴える用例も多く見られる。しかも、例(9)の場合、今から振り返ってみると、時間推移後の社会事実によって、その訴えの機能を果たしたことがわかる。これも「訴える」発話機能の範疇的妥当性を証明してくれる好例であろう。

- (10) 平凡な一人の社会人として、苦難な生活的現実を歌うことこそ、真の詩人なのだと訴えたのである。（近代作家入門）

- (11) 障害者にはできないことがある一方、障害者にしかできないこともあるはずだ。福祉という観点から考えてみたい。政治家や官僚の立場から「福祉が大事だ」と叫んでもらうことは、もちろん大切なことだ。しかし、実際に車椅子に乗っているボクのような人間が、一段の段差を前に、「ボクたちにとっては、この一段の段差が何よりの壁なんです」と訴えた方が、影響力は強いように思う。これは、ほんの一例であって、障害を持った人間しか持っていないものというのが必ずあるはずだ。そして、ボクは、そのことを成し遂げていくために、このような身体に生まれたのではないかと考えるようになった。（五体不満足）

用例(10)、(11)はノダ文の訴えである。名詞述語文の訴え発話とも言える。訴える機能の多彩的表現力に驚くとしか言えない。

- (12) 東南アジア各地で日本人に関する問題が出ると、現地の責任者は必ず、語学のもっとできる人を、せめて英語をちゃんと話せる人を送ってほしい、と訴えられる。（適応の条件）

(12)は、てほしい構文を用いる訴え発話。

非遂行動詞としての「訴える」用法には、品詞的には、名詞、形容詞、動詞が使われ、「～て」系依頼構文や「～てほしい」系願望文、「～～う」、「～～よう」のような意志構文、ノダ文などのような用法が中心的であり、「訴える」発話機能の表現面における形態的特徴だと言えるであろう。

4. 「訴える」発話機能のケーススタディー

2014年2月9日、新しい東京都知事が生まれた。2014年1月23日、東京都知事選挙立候補の各候補の第一声が発表された。それ以来17日間の戦いを経て、舛添要一氏が新知事になった。ここでは、その「第一声」となる3人の都知事候補の発話内容に基づき、目的がはっきりとしている《訴える》発話機能に関して、言語学の立場から考察、分析していきたいと思う。

言語の機能とは、基本的に、人がどのような目的で言語を使用するか、ということを目指すのである。ふつうの会話は、話し手と聞き手二人の構成が多いが、説教・演説などのような談話であれば、一人の話し手と複数（多数）の聞き手が想定できる。ここで検討しようと思っている発話内容は、そのような一対多の構成で、話し手の言葉が中心となっている。ただ、対人的機能（具体的には、訴え機能）がはっきりしている談話である。

まず、「第一声」の冒頭部分に使われた表現を見てみる。

- (13) 皆さんおはようございます。無所属で立候補いたしました、舛添要一でございます。東京都知事の仕事は東京都民、皆さま方の命と財産を守る、このことでございます。もし、直下型の地震がこの東京を襲ったらどうするのか。3.11のあと、何度も東北を訪れました。本当にあの惨状には私も声を失ってしまいました。今なら、30年以内に70%の確率でこの東京をそういう地震が襲う。（2014年東京都知事選挙 舛添要一候補 第一声）

上記(13)の文脈で、センテンスごとにその機能を考えると、最初の一文「皆さんおはようございます。」は、{形成}範疇の《あいさつ》になる。そのあとの自己紹介「無所属で立候補いたしました、舛添要一でございます。」や、東京都知事の仕事に関する定義づけである「東京都知事の仕事は東京都民、皆さま方の命と財産を守る、このことでございます。」および、その次の仮定条件疑問文「もし、直下型の地震がこの東京を襲ったらどうするのか。」、二つの動詞文過去形の使用「3.11のあと、何度も東北を訪れました。」「本当にあの惨状には私も声を失ってしまいました。」、動詞文ル形式の使用「今なら、30年以内に70%の確率でこの東京をそういう地震が襲う。」（未来のことに関する推測）はいずれも{演述}発話機能範疇に入るであろう。

以上は「訴える」発話機能の談話全編冒頭部分の言語表現であるが、続けてその終わりの部分を見てみる。

- (14) 17日間、私は政策を中心に皆さん方にお訴え申し上げて、皆さん方の力添えと支援を賜りまして、都庁のかじ取りを東京都民の皆さんのために、この東京都のしっかりとしたかじ取りをいたしたい。そう思っております。皆さま方のご支援が頼りでございます。

選挙は1票でも負けは負けなんです。1票は勝ちも勝ちなんです。どうかこの寒い中、こうしてお立ち止まりいただいて、私の政策にこうして静かに耳を傾けて皆さん方をはじめ、選挙、戦でございます。なんとしても勝ちたいと思いますんで、どうかご支援のほうをよろしく、よろしく、皆さん、お願いいたします。頑張ってます。皆さんのために戦います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。（2014年東京都知事選挙 舛添要一候補 第一声）

- (14) では、最初の長い一文「17日間、私は政策を中心に皆さん方にお訴え申し上げて、

皆さん方の力添えと支援を賜りまして、都庁のかじ取りを東京都民の皆さんのために、この東京都のしっかりとしたかじ取りをいたしたい。そう思っております。」は話し手舛添氏の《約束》（{自告} 範疇）と言えるであろう。意味的完結性から考えると、人称制限のある願望助動詞「たい」の使用とその次の「指示詞+思考動詞の現在進行形」（そう思っております）は全体として話者の今後の自分の行動に関する拘束発言となっている。

最初の長い一文のその次の「皆さま方のご支援が頼りでございます。」は名詞述語文の形で、《依頼》機能を果たしている。

さらにその次の二つの「～んです」構文（「選挙は 1 票でも負けは負けなんです。」「1 票は勝ちは勝ちなんです。」）は選挙とはどのような性質のある運動であるか、1 票の重要性、重さを強調し、ここでは発話機能 { 演述 } のカテゴリーに入る。

そのあとは、ちょっと複雑的形となっている発話であるが、「どうかこの寒い中」から、「どうかご支援のほうをよろしく、よろしく、皆さん、お願いいたします。」までは、意味的にまとまった統一体と認識できる。話者の《懇願》であろう。その中には判断の名詞文「選挙、戦でございます。」と、理由としての心情表出の「たいと思う」構文の「なんとしても勝ちたいと思えますんで」が挿入され、《依頼》の意味を補強する効果を狙っているであろう。

この《依頼》発話の次に、「頑張って戦います。皆さんのために戦います。」の短い二文があり、話者の { 自告 }（《約束》）であろう。そのあとは、《依頼》の「よろしくお願いいたします。」と { 表出 } の感謝「ありがとうございます。」である。いわゆる《依頼》（ { 指令 } ）、《感謝》 { 表出 } を通して、全体の訴えの発話を終わらせている形になっている。

上述の舛添氏の「第一声」の最初と最後の部分だけを考察すると、{ 宣言 } 範疇以外の発話、{ 演述 } { 指令 } { 自告 } { 表出 } { 形成 } の五種類もそろっていることがわかった。それらが《訴える》の中心的発話機能を構築したと言えるであろう。

なお、《訴える》発話機能の形態的特徴として、特筆すべきなのは、「どうでしょう(か)」文と「～ませんか」構文の使用。たとえば次のような表現である。

(15) そして、2020 年、もうあと 6 年です。東京オリンピック・パラリンピック。みんなの力で招致することに成功しました。そして、やがて、ソチでは冬のオリンピックが始まります。日本の選手、頑張ってくれると思っていますが、私は防災対策をしっかりとやって、世界の人をこの 2020 年、東京にお招きして、最高のおもてなしをみんなの力でやって、史上最高の東京オリンピック・パラリンピックを成功させたいと思います。どうでしょうか、皆さん。(2014 年東京都知事選挙 舛添要一候補 第一声)

(16) そして、そのためにも治安対策もしっかりやらないといけません。皆さんが今お立ちになっているこの新宿駅。1 日に 330 万人の乗客がお使いになっているわけです。これはギネスブックですよ。330 万人の日本人がこの駅を使って、整然と事故もなく、本当に外国の皆さん方が来られたら、なんてすばらしい日本人だろう。330 万人、新宿駅使って、これだけ整然と朝の通勤、通学、そしてまた夜もそうだと世界中がびっくりする。世界で一番治安がしっかりしている大都市が、われわれが誇る東京であります、皆さん。全力を挙げて世界一、治安がしっかりした大都会東京、

この座を守りたいと思います。どうでしょう。（2014年東京都知事選挙 舛添要一候補 第一声）

- (17) 皆さん、東京に生まれて良かったな、東京で生活できて良かったな、そして東京でいきいきと仕事できて良かったな。そして、2020年という東京五輪、オリンピック・パラリンピック、大きな目標ができました。私は日本人は本当に素晴らしいと思います。あの大地震、みんなで力を合わした。誰もものを盗まない。きちんと行列をして、助けを待っている。こんな素晴らしい日本人は、私は世界に誇れる、素晴らしい日本人、日本だと思っております。この素晴らしい日本を、素晴らしい東京をもっともっと素晴らしくする。世界一の都市に、東京をしませんか、皆さん。（2014年東京都知事選挙 舛添要一候補 第一声）

疑問文や疑問詞が使われていて、第一義としては、聞き手に対して問いかけているが、意味的概念化から見ると、賛同してもらいたい気持ちや、いっしょにがんばろうという呼びかけの発話と理解できる。このような構文スタイルでは、聞き手に訴える力を強くする効果があるであろう。

文レベル、脱談話、ディスコースと切り離して考える場合、次のような発話となっているが、談話全体からいうと、「訴える」発話機能となる。それぞれの文レベルの発話機能の有機的結合を通して、「訴える」発話機能が構成されていることがわかるだろう。

《挨拶》— {形成} 範疇の発話機能

《自己紹介》— {演述} 範疇の発話機能

《感謝》、《ほめ》など — {表出} 範疇の発話機能

《約束》— {自告} 範疇の発話機能

《依頼》《懇願》など— {指令} 範疇の発話機能

さらに、配慮的表現も見られる。たとえば、直接の名指しを避け、「ある人」「～と言う人」のような発言（言語形式）の使用である。さもなければ、人身攻撃となる恐れがあるので。

- (18) オリンピックや、消費税や、いろいろな問題があるんですけど、もちろんそういう問題も原発の事故が起きたら、そんな問題はもう一遍に吹き飛んでしまう。知事の最大の任務は、第一の任務は、都民の生命と財産を守ることです。原発は都政のテーマではないと言う人たちもいますけども、都民の生命と財産を守るということは、これは最も重要なテーマでありますから、これが今度の選挙のテーマではないということは、私はまったくおかしな話だと思います。（2014年東京都知事選挙 細川護熙候補 第一声）

- (19) この間の福島事故のあとも、水道が止まったり、停電になったり、都内の一部では大きな問題が起こりました。迷惑をされた方々がたくさんありました。その原発依存型のエネルギー多消費型社会というものを先ほども申し上げたように180度方向転換して、新しい時代に対応するものにしていかなければならないと

思います。3.11 が起こるまで、私も原発は安全でクリーンだということを信じてまいりましたが、しかし、この事故によってそれがいかに欺瞞であるかということが明らかになりました。原発がなければ日本の経済は成り立たないという人がおりますが、2 年間原発が止まっても日本の経済は順調に回っております。

(2014 年東京都知事選挙 細川護熙候補 第一声)

もちろん、はっきりと態度を表明する人もいます。それは、宇都宮都知事候補の発言に出てきた「石原都政、猪瀬都政」の直接言明だが、ただ、実際数字などのような事実を羅列し、客観的結果（まずい結果）についての叙述だけにとどまっている。これもある意味での配慮表現だと言えるであろう。説得力のある事実を通して、良し悪しの判断、評価を有権者側、訴えを聞いてくれる東京都民の方々に委ねているから。

(20) 5 つの基本政策と、2 つの特別政策を掲げております。1 つは、東京を世界一働きやすく、暮らしやすいみんなが希望の持てる町にしていくことであります。石原都政、猪瀬都政、14 年間の間に福祉は大幅に切り捨てられております。大型開発には予算は使うけど、福祉はどんどん切り捨てていっている。1 人あたりの高齢者の老人福祉予算、石原さんが知事になったときは、全国の都道府県で 2 番目に高い福祉予算、福祉を行ってまいりました。それがどんどん削られて、現在は 47 都道府県でも最下位近くになっております。1 人あたりの老人福祉予算も 23% 削減されてきております。ところが、他の 46 都道府県ではすべて老人福祉予算が増えてきているんです。この結果、どういうことが生じているのでしょうか。(2014 年東京都知事選挙 宇都宮健児 第一声)

(21) さらにもう 1 つ、住宅の問題は深刻です。石原都政、猪瀬都政の 14 年間。都営住宅は 1 個も造られてないんです。都営住宅が余っているかと言うとそうじゃないんです。倍率は高い。何年申し込んでも当たらない。現在都営住宅に入りたくても入れない人が 20 万人を超えております。(2014 年東京都知事選挙 宇都宮健児 第一声)

(22) 都民の命を守るためには、近く予想されている首都直下型地震対策も急務であります。この震災対策に力を入れたいと思います。ところで、石原都政の 14 年間、石原、猪瀬都政の 14 年間、実は防災対策、震災対策を手を抜いてきてるんです。石原さんが都知事に就任した当時の、この防災予算は年間 1 兆円だったんです。ところが今、6,000 億円に減らされてきております。それから、震災が起こると、火災や建物の倒壊で死者がたくさん出てます。この建物の耐震工事、あるいは木造家屋の不燃化工事、難燃化工事、これが急がれているわけです。ところが、東京都のこれまでの基本方針は、建物の耐震工事や不燃化工事は自分でやりなさい、こういう方針なんです。都は道路の整備はやります。だけど、1 人 1 人の都民の建物の耐震化工事や不燃化工事は自分でやりなさい。こういう考え方なんです。お金がない人は耐震化工事がやれないじゃないですか。お金がない人は不燃化工事がやれないじゃないですか。そうすると、震災が起こったら死んでもしょうがないって言うんでしょうか。こういう震災対策を都民の自己責任に任せる、都民の命を大切しない防災対策を根本的に転換します。(2014 年東京都知事選挙 宇

都宮健児 第一声)

5. おわりに

「訴える」発話としては、話し手はふつう一人であるが、聞き手あるいはその訴えを聞いてくれ、何とかしてくれる相手は一人とは限らない。多数の人々や権力のある機関である可能性もある。要はその訴えに応じられる側、是か非か判断できる人、訴えられる問題の解決や訴える側の要求に応じられる有権者でなければならないのであろう。

これは「訴える」発話機能の聞き手に関する語用論条件の制限だと言える。

もう一つは「訴える」側の訴えられる内容（中身）の正当性であろう。「訴える」話者の堂々たる態度、自分自身の訴えようとする内容に関する自信にあるかもしれない。

「頼む」のような《依頼》（発話機能）の遂行行為動詞、「禁止する」のような《禁止》（発話機能）の遂行行為動詞、「断る」のような拒絶（発話機能）の遂行行為動詞、「詫びる」のような謝罪（発話機能）の遂行行為動詞などと同じように、「訴える」は《訴え》（発話機能）の遂行行為動詞だと言えるであろう。

また、「死ぬな」などの間接《禁止》のような表現、「悪かった」などの間接《謝罪》のような表現と同じように、《訴え》（発話機能）にも間接的表現が多様に使われていることが、今回の考察でわかった。その具体的用法、その形態特徴を浮き彫りにしたことができた。

文レベルの分析も最も基礎的で重要であるが、ディスコースに入るとどのような最終的発話機能を果たすために貢献しているかはじめてわかる。

文レベルの発話機能と、ディスコースレベルの発話機能の区分が必要だと思う。

発話機能の究極的目的（コミュニケーションの将来的目的）は何か。人間同士が質の高い生活を過ごすため、幸せに生きていくためではないだろうかと思う。

つまり、《訴える》発話機能を果たすため、直接の訴えの発話形式表現以外に、文機能としては他の発話機能であるが、間接的に、《訴える》機能を果たす言語形式も多様あることが、今回の考察を通してわかり、確認できた。なぜその他の発話形式も併用されているのか、その原因は配慮にあると言えるかもしれない。配慮は言語使用をけん制する要因であり、より調和的人間関係を維持するため働いていると言えるであろう。良的コミュニケーションには、配慮による表現の使用が欠かせないだろう。この点に関しては今後更なる探求課題とする。

注

(1) 下線部は引用者による。以下同様。

参考文献

小野正樹(2005)『日本語態度動詞文の情報構造』ひつじ書房

山岡政紀(2000)『日本語の述語と文機能』くろしお出版

山岡政紀(2008)『発話機能論』くろしお出版

山岡政紀・牧原功・小野正樹(2010)『コミュニケーションと配慮表現』明治書院

- 山岡政紀・李奇楠(2004)「依頼表現の日中対照研究」《日本語言文化研究》第五輯 学苑出版社 131-160
- 山岡政紀・李奇楠(2007)「謝罪表現の日中対照研究」『村木新次郎教授還暦記念論集』学苑出版社 224-236
- 徐昌华、李奇楠(2001)《现代日语间接言语行为详解》北京大学出版社
- 李奇楠(1998)《日语形容词“いい”的语用功能分析》《日语学习与研究》第3期
- 李奇楠(1998)《日语中的规约性间接言语行为与非规约性间接言语行为》《北京大学学报（外国语言文学专刊）》
- 李奇楠(2001)「日本語と中国語の形容詞述語文について—語用論的立場からの一考察—」『研究誌 ことば』現代日本語研究会 22号,130-140
- 李奇楠(2002)「間接的な言い回し—形容詞文を中心に—」『研究誌 ことば』現代日本語研究会 23号,111-120
- 李奇楠(2003)「形容詞述語文に見る発話行為論」《日本語言文化研究》第四輯 学苑出版社,130-166
- 李奇楠(2004)「依頼に対する応答の諸相」『研究誌 ことば』現代日本語研究会 25号,38-49
- 李奇楠(2011)「禁止表現の日中対照」『日本語コミュニケーション研究論集』第1号 103-112
- 李奇楠(2012)「励ましの日中対照研究」『日本語コミュニケーション研究論集』第2号 79-89
- Austin, J.L. (1962) *How to Do Things with Words*, Oxford: Oxford University Press. (邦訳:坂本百大 訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店)
- Langacker, R. W. (2008) *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*, Oxford: Oxford University Press. (邦訳:山梨正明監訳(2011) 『認知文法論序説』研究社)
- Searle, J.R. (1979) *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech act*, Cambridge: Cambridge University Press. (邦訳:山田友幸監訳(2006) 『表現と意味』誠信書房)
- Vanderveken, D. (1990) *Meaning and Speech Acts*, Cambridge: Cambridge University Press. (邦訳:久保進監訳 (1997) 『意味と発話行為』ひつじ書房)

(李奇楠、北京大学外国語学院副教授、liqinan@pku.edu.cn)